

新型コロナウイルス感染症に伴う

事業者への支援

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者が活用できる主な支援制度は表1～3の通り。また一般的な労働相談、助成金に関する相談ほか各種相談窓口は表4の通りです。問い合わせは市商工労働課☎784-8047へ。

表1 信用保証の認定申請

保証	認定要件	保証割合	保証限度額
セーフティネット保証4号	売上が前年同月比で20%以上減少など	100%	一般保証とは別枠で2.8億円
セーフティネット保証5号	特に重大な影響が生じている指定業種で売上が前年同月比で5%以上減少など	80%	
危機関連保証	売上が前年同月比で15%以上減少など	100%	一般保証、セーフティネット保証とは別枠で2.8億円

表中の信用保証付き融資を利用する場合は市に認定申請が必要です。申し込みは市商工労働課へ

表2 主な融資制度

実施機関・融資名	主な要件	主な内容	問い合わせ先
【日本政策金融公庫】セーフティネット貸付	最近3カ月の売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少など	【融資限度額】中小事業7.2億円 国民事業4800万円【基準金利】中小事業1.11% 国民事業1.91% (令和2年3月2日時点)	事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505
【日本政策金融公庫】新型コロナウイルス感染症特別貸付	最近1カ月の売上高が前年又は前々年の同期比5%以上減少など	一律金利にしたうえで貸付利率を融資後3年まで0.9%引下げ【融資限度額】中小事業3億円 国民事業6000万円【金利】当初3年間基準金利▲0.9%4年目以降基準金利 中小事業1.11%→0.21% 国民事業1.36%→0.46% 利下げ限度額:中小事業1億円 国民事業3000万円 (令和2年3月2日時点)	
【日本政策金融公庫等】特別利子補給制度	新型コロナウイルス感染症特別貸付により借入を行った一定要件を満たす中小企業者	フリーランスを含む個人事業主等へ借入後3年間の利子補給【補給対象上限】中小事業1億円 国民事業3000万円(※1)	中小企業金融相談窓口 ☎03-3501-1544
【伊丹市】中小企業振興融資制度(セーフティ1to6資金)	伊丹市内に主たる事業所を有し、市のセーフティ認定を受けた事業者	【融資限度額】1000万円【金利】0.67%(令和2年3月時点)【保証料補助】信用保証料の1/2を市が補助	市商工労働課 ☎784-8047
【兵庫県】経営円滑化貸付・経営活性化資金(新型コロナウイルス対策)	最近1カ月間の売上高などが前年同期に比べて5%以上減少など	【融資限度額】経営円滑化貸付1企業・1組合2億8000万円 経営活性化資金:運転資金5000万円【金利】経営円滑化貸付0.70%(令和2年3月16日時点) 経営活性化資金:金融機関所定金利(令和2年3月16日時点)【適用期間】令和2年6月末融資実行分まで	県地域金融室 ☎078-362-4235

※1. 詳細は決定次第、中小企業庁ホームページなどで公開予定。上記の融資制度は、記載事項以外にも諸条件があります。詳しくは問い合わせ先に確認してください。

表3 助成金制度

制度名	対象	助成内容	問い合わせ先
雇用調整助成金	(1)雇用保険の適用事業所であること(2)最近1カ月の売上高又は生産量などが前年同期(事業所設置後1年未満の事業主は令和元年12月)に比べて10%以上減少していること など	・休業を実施した場合の休業手当などに対する助成(大企業:1/2、中小企業:2/3)・支給限度日数:1年間で100日(対象労働者1人1日あたり上限額:8330円)	ハローワーク助成金デスク ☎078-221-5440 ハローワーク伊丹 ☎772-8619
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金(事業主に対する助成金)	子ども(※1、※2いずれか)の世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給(賃金全額支給)の休暇を取得させた事業主	令和2年2月27日から3月31日(※1については、春休みなど開校予定のなかった日は除く)において、有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(対象労働者1人1日あたり上限額:8330円)	学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター ☎0120-60-3999(申請受付開始前。詳細は今後発表予定)
小学校等の臨時休業に対応する保護者支援(委託を受けて個人で仕事をする人に対する助成金)	子ども(※1、※2いずれか)の世話をを行うことが必要となった保護者であって、一定の要件を満たす人【一定の要件】・個人で就業する予定であった場合・業務委託契約等に基づく業務遂行等に対して報酬が支払われており、発注者から一定の指定を受けているなどの場合	令和2年2月27日から3月31日(春休みなど開校予定のなかった日は除く)の間の就業できなかった日について、1日あたり4100円(定額)	

※1. 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業などをした小学校などに通う子ども  
 ※2. 新型コロナウイルスに感染した、または風邪症状など新型コロナウイルスに感染した恐れのある、小学校などに通う子ども  
 上記の助成金制度は記載事項以外にも要件があります。詳しくは問い合わせ先に確認してください。

表4 各種相談窓口

内容	問い合わせ先	電話番号	受付時間
一般的な労働相談	兵庫労働局総合労働相談コーナー	☎078-367-0850	午前9時～午後5時(土・日曜、祝日除く)
助成金に関する相談	ハローワーク助成金デスク(兵庫労働局職業安定部職業対策課)	☎078-221-5440	午前8時半～午後5時15分(土・日曜、祝日除く)
資金繰りに関する相談	兵庫県金融対策特別相談窓口(県地域金融室)	☎078-362-3321	午前9時～午後5時半(土・日曜、祝日除く)
	兵庫県金融対策特別相談窓口(ひょうご・神戸経営相談センター)	☎078-977-9079	午前9時～午後5時(土・日曜、祝日除く)
その他中小企業・小規模事業者の経営に関する相談	伊丹商工会議所	☎775-1221	午前8時45分～午後5時半(土・日曜、祝日除く)
	兵庫県信用保証協会	☎078-393-3900	午前9時～午後5時(土・日曜含む)
	兵庫県よろず支援拠点	☎078-977-9085	午前9時～午後5時半(土・日曜、祝日除く)

掲載している情報は、いずれも3月13日時点の情報のため、内容が追加・変更になっている場合があります。  
 いずれの情報も、詳しくは市ホームページをご覧ください。市商工労働課各窓口にお問い合わせください。

応急手当普及員

有効期限を延長

新型コロナウイルス感染症拡大防止による応急手当普及員の再講習会延期に伴い、同講習会の再開(毎月1回実施予定)から約6カ月の有効期限の延長を認めます。

市消防局救急課☎783-0322

税申告書

提出期限を延長

市・県民税申告書と確定申告書などの提出期限を令和2年4月16日(木)まで延長します。  
 また、新型コロナウイルス感染症の影響で市税の納付や手続きが困難な場合は、相談してください。

市市民税課☎784-8022  
 伊丹税務署☎779-6121

詐欺・悪質商法

注意を

新型コロナウイルスの感染拡大に便乗した詐欺や悪質商法に注意してください。悪質な勧誘を行う業者には耳を貸さないようにしましょう。不審に思った場合やトラブルに遭った場合は、消費生活センターに相談しましょう。  
 少しでもおかしいと感じたら早めに相談してください。

消費生活センター相談ダイヤル ☎775-1298

文化施設の利用料金

払い戻しします

2月28日～3月末の施設の利用を取り消された人に、利用料金を全額還付します。詳しくは、予約された各施設(東り いたみホール☎778-8788、伊丹アイフォニックホール☎780-2110、アイホール☎782-2000、伊丹郷町館☎772-5959)に確認してください。